

香川県立図書館ホームページ広告事業募集要項

1 広告を表示するホームページ

香川県立図書館（以下「県立図書館」という。）ホームページトップページ

URL：<https://www.library.pref.kagawa.lg.jp/>

及び検索条件入力ページ

URL：<https://www.library.pref.kagawa.lg.jp/winj/opac/search-detail.do?lang=ja>

・参考 月間アクセス数 約2万5千件

（※URLトップページの令和6年1月から令和6年12月までの平均）

2 募集の内容等

（1）募集

香川県立図書館ホームページの広告を取り扱う広告代理店

（2）募集広告等の内容

仕様書のとおり

（3）広告表示期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（1年間）

3 応募資格

（1）広告代理業務について、3年以上の営業実績を有する者であること。

（法人にあつては、当該業務を法人の目的としていることが商業登記事項証明書により確認できること。）

（2）香川県の県税、法人税（個人にあつては、所得税）、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

（3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（4）会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

①会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者

②民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
法人にあつては、会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）により更生手続、再生手続等をしていないこと。

（5）香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者であること。

（6）香川県内に本社（本店）を有する者又は県内に支店、営業所等の事業所を有し、かつ、その長を代理人として香川県と商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されている者であること。

4 応募手続

申込書等の提出期間及び提出場所は以下のとおりです。

(1) 提出期間

令和7年2月21日（金）から3月6日（木）まで（土曜日、日曜日、祝日及び2月25日（火）を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 提出場所

高松市林町2217-19 香川県立図書館 総務課

(3) 提出物

①申込書（別添様式1）

②見積書（別添様式2）

③過去3年以内に広告代理業務を行ったことを証する書類（契約書写等）

④商業登記事項証明書（応募者が法人の場合）（現在事項全部証明書（発行してから3か月以内のもの（写しでも可））

⑤住民票抄本（応募者が個人の場合）（発行してから3か月以内のもの（写しでも可））

⑥納税証明書（下記のA及びB）

A 香川県税（すべての税目）に滞納のない旨の証明書

（香川県指定様式）（県税事務所等において発行）

* 県税の納税証明書交付請求書は香川県のホームページの「申請届出様式ダウンロード」からダウンロードできます。

(<https://www.pref.kagawa.lg.jp/zeimu/zeikin/shinsei.html>)

* 県税の納税証明書の発行を請求するには、法人の場合は代表者印又は実印が必要です。また、個人の場合で、受領に当たり代理人が窓口に来られる際は、認印が必要となります。

なお、納税証明書の交付手数料として、1通につき400円の県証紙が必要です。交付請求の際に窓口に来られた方の確認を行いますので、運転免許証等本人確認ができるものを持参してください。

B 法人税（応募者が個人の場合は所得税）、消費税及び地方消費税に未納税額のない旨の証明書（法人の場合は納税証明書「その3の3」、個人の場合は納税証明書「その3の2」）

（本社・本店の所在地を管轄する税務署において発行）

* 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書交付請求書は国税庁のホームページからダウンロードできます。

(<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>)

* 消費税及び地方消費税に未納税額のない旨の証明書は、免税業者に対しても発行されます。

⑦その他参考となる書類（会社概要など）

(注) 香川県物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、上記のうち④、⑤及び⑥の書類を省略することができます。

(4) 提出方法

持参又は郵送

5 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の応募は無効とします。

- ・ 応募に参加する資格のない者が応募したとき
- ・ 所定の日時及び場所に応募書類を提出しないとき
- ・ 2以上の応募をしたとき
- ・ 自己のほか、他人の代理人を兼ねて応募したとき
- ・ 見積書の金額、所在地、商号または名称（個人の場合は住所、氏名）、若しくは重要な文字が誤脱し、又は認識しがたい見積書を提出したとき
- ・ 金額を訂正した見積書を提出したとき
- ・ 正常な応募の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者、又はなした者が応募したとき
- ・ その他、県が指示した事項及び応募に関する条件に違反したとき

6 広告取扱業者の決定

(1) 決定方法

上記3～5に基づき適当であると認められる応募をした者のうち、広告料の見積金額が、最も高額な者を広告取扱業者に選定します。なお、広告料の見積金額が最も高額である者が複数ある場合には、抽選により決定します。

(2) 結果の発表

応募者に対し文書で通知します。また、決定した広告取扱業者の所在及び名称（広告取扱業者が個人の場合は住所及び氏名）並びに連絡先については、県ホームページ等において公表します。

(3) 広告取扱業者の取扱い

広告取扱業者は、県（契約担当者は図書館長）と広告事業に関する契約を締結しなければ、その資格を失います。

(4) 契約書の作成

① 契約書作成の要否

要します。

② 電子契約の可否

可とします。

※電子契約（契約書を電子ファイルで作成し、双方の押印に代わり、電子契約サービスによる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与する。）を行う場合は、県が指定した電子契約サービスを利用します。利用にあたっては、インターネット環境と、契約締結後に利用するメールアドレスを用意する必要があります。

※電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を広告取扱業者決定通知後に電子メールにより提出してください。電子契約によらず、書面の契約書を希望される場合は、その旨申し出てください。

7 その他

- (1) 応募者は、この募集要項、香川県広告事業実施要綱、香川県広告事業実施基準、香川県立図書館ホームページ広告事業実施要領、香川県立図書館ホームページ広告表示基準、仕様書、契約書(案)等を熟読のうえ、応募してください。
- (2) 応募者は、広告取扱業者の決定後において、この募集要項等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
- (3) 本応募に要する費用は、応募者の負担とします。
- (4) 提出された書類等は返却しません。

8 問合せ先

〒761-0393 高松市林町2217-19

香川県立図書館 総務課 高木

- ・電話 087-868-0567 (直通)
- ・FAX 087-868-0607
- ・電子メールアドレス toshokan@pref.kagawa.lg.jp